

豊田市こども園等再整備基本方針等策定業務委託 仕様書

受託者（以下「乙」という。）は、豊田市（以下「甲」という。）が委託する業務を、この仕様書に従って実施するものとする。

1 委託期間

委託期間の開始日から令和10年3月17日まで

2 目的

近年、少子化や共働き世帯の増加などによりこどもと子育てを取り巻く環境は大きく変化している。こども家庭庁は「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定を受け、こどもを権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」の実現が全国的な方向性となっている。本市においても、「豊田市こども・若者計画」において、「こども起点・こども視点」によるまちづくりを掲げ、こどもの育ちを社会全体で支えることを目標としている。

その中で、本市では局地的な宅地開発等に伴い年度途中の待機児童が発生しており、定員拡大に向けた改修工事等の対策を講じている。その一方で、入園希望児の減少により閉園も余儀なくされる園も存在し、今後の将来人口の動態を見据えた計画的な対応が急務となっている。同時に、施設の老朽化により建替時期を迎える施設が多数あることから、必要定員数を維持しながらも、中長期的な視点に立って、全市域の施設の再整備を計画的に進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、本基本方針は、こどもの健やかな育ちと子育て家庭を支え、地域とともにこどもを育てる拠点施設として、こども園等を発展させることを目的とし、その目的達成のため、将来を見据えた子育て環境の充実にに向けた戦略的かつ持続可能な再整備の基本方針を策定するものである。

また、宅地開発等による待機児童の増加が特に懸念される挙母地区で、北部及び南部の2箇所にこども園を新築するための建築にかかる基本計画を策定する。

3 概要

（1）基本方針の期間

令和10年度（2028年度）から令和32年度（2050年度）

※令和16年度（2034年度）見直し、以降10年ごとに見直し（5年で中間見直し）

（2）基本方針の対象施設（令和8年度時点）

基本方針の対象施設は下記のとおりとする。本方針では公立施設整備の再整備の検討に必要な私立施設の状況の把握・分析を行う。

ア．公立園（休園含む）

こども園57園（保育所53園、幼稚園4園）

イ. 私立園

- ・ 保育所 8 園（分園含む）
- ・ 幼保連携型認定こども園 26 園（分園含む）
- ・ 幼稚園 10 園
- ・ 小規模保育事業所 2 園
- ・ 事業所内保育事業所 2 園
- ・ 新設予定の幼保連携型認定こども園 1 園

ウ. 公立子育て支援施設

16 施設（単独型 3 施設、園併設型 13 施設）

エ. 私立子育て支援施設

1 施設（園併設型）

以下、ア～エの総称を「こども園等」、ア及びウの総称を「公立施設」という。

（3）基本計画の対象施設

- ・ 拳母地区（北部）：こども園（保育所）1 園
- ・ 拳母地区（南部）：こども園（保育所）1 園

※想定内容：公設公営、定員各 340 名程度、延床面積各 3,800 m²程度

4 業務内容

（1）基本条件の整理

ア. 上位計画・関連計画の整理

児童福祉法等の制度、こども家庭庁等の施策、第 9 次豊田市総合計画、豊田市こども・若者計画、豊田市公共建築物個別施設計画及び豊田市都市計画マスタープラン等の関連計画を踏まえ、基本条件等を整理すること。

イ. 本市の人口分析

人口の推移、年齢分布、住宅開発状況、就園率等の統計データ等を、12 区域の地域自治区（同一地域自治区は中学校学区別に細分化すること）別に精査及び分析し、地域自治区別の将来の保育需要をまとめること。また、継続的に分析できるような児童推計の仕組みづくりを提案すること。

ウ. 施設類型の整理

保育所や認定こども園など施設類型ごとの特徴、補助制度を整理すること。

エ. 本市の既存施設の現状分析

3（2）に記載する既存施設の規模、配置状況について現状分析を行うこと。

オ. 民間活力を導入した運営形態の整理

過去に民間移管又は民間誘致により民間活力を導入した私立園について、利用定員、児童数、職員配置、保育サービスの内容、延長保育・特別保育事業の実施状況、運営費、人材確保の状況、施設整備及び維持管理等の観点から効果検証及び分析を行うこと。

また、全国の自治体における公立園の民間移管、公設民営、民設民営等の事例調査を実施し、導入目的、事業スキーム、事業者選定方法、公的関与の在り方、事業効果及び課題等を整理するとともに、本市への適用可能性について考察すること。

さらに、市内外の民間保育事業者を対象としたアンケート調査及び必要に応じたヒアリング調査を実施し、民間活力導入に対する意向や参入条件等を把握すること。なお、調査対象の抽出、調査票の作成、集計及び分析は乙が行うものとし、少なくとも次の事項を把握すること。

- ・ 公立園運営への参入意向
- ・ 参入可能な施設規模及び地域条件
- ・ 参入に当たり必要となる条件及び支援策
- ・ 想定される課題及びリスク
- ・ 公設民営方式及び民設民営方式に対する評価
- ・ 人材確保及び運営継続に関する見通し

これらの結果を踏まえ、公設公営、公設民営、民設民営等の各運営形態について、費用、サービス水準、行政関与、人材確保、施設整備、事業継続性及びリスク等の観点から比較分析を行い、それぞれのメリット・デメリット及び導入条件を整理すること。

また、本市において民間活力を導入する場合の適用可能な施設類型、想定される事業スキーム、導入に向けた課題及び必要な準備事項を整理し、今後の公立施設再整備の方向性を検討するための基礎資料を作成すること。

カ. 施設の評価と課題の整理

公立施設の立地条件や面積などの敷地の評価、構造、設備ならびに老朽化等建物の評価と課題を整理すること（契約後に甲が提供する過去の個別施設計画の結果や定期点検の記録等の資料を基に現地確認を行うこと）。

（２）教育・保育及び各種事業の内容（以下、「保育に係る事業内容」という。）の整理

ア. 既存施設で提供している教育・保育及び豊田市こども・若者計画に定める「地域子ども・子育て支援事業」のうち以下の事業について、施設別にニーズや提供内容及び運営状況を把握し課題を分析すること。

- ・ 時間外保育事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 乳児等通園支援事業
- ・ 子育て援助活動支援事業

イ、アに定めた事業以外で、以下の内容について施設別にニーズや提供内容及び運営状況を把握し課題を分析すること。

- ・休日保育事業
- ・医療的ケアが必要な児への対応
- ・その他支援が必要な児への対応
- ・多言語対応が必要な児及び保護者への対応
- ・近年の異常気象に伴う施設環境の悪化への対応
- ・防犯上の配慮やこどもの性暴力防止への対応
- ・その他、個別ケースにより各施設が個別に実施する提供内容の有無及びその内容の把握

ウ、公立施設の職員（保育士及び保育士以外の職員、会計年度任用職員含む）について採用状況を整理すること。

エ、次期豊田市こども・若者総合計画策定において方針の実施や見直し等に必要な市民ニーズを把握するための市民意向調査の調査項目を作成すること（調査は令和10年度実施予定）。なお、項目の作成に当たっては、今後の当該計画の改定に向けて、概ね5年に1回調査が行われることを踏まえ、継続的に実施すべき調査項目とそれ以外が分かるようにすること。調査項目には、市民の求める保育内容について確認する項目を必ず含めるものとし、調査結果について、今後の民間活力の導入に向けた検討に活用できるものとする。

オ、ア及びイを整理するにあたっては、豊田市こども・若者計画策定時に実施したアンケートの結果も踏まえながら、甲が人選したメンバーを対象に、提供内容の現状や課題を掘り下げるグループワークを実施（3回程度、事務局運営及び資料作成）し、今後の保育に係る事業内容と施設再整備にかかる方針を整理すること。

（3）こども園等再整備の方針

ア、分析方法

本市の将来の保育需要を見据え、地域自治区別の特性や課題を整理、分類し、過不足のない適正配置とするための全市的な適正化案を提案すること※¹。また、公立施設が担うべき役割及び機能を明確にし、公立施設として実施すべき再整備の手法（新築、増築、移転、内部改修、長寿命化、集約化、複合化等）を提案すること。公立施設の配置検討においては、保育課が施設ごとに別に示す施設の類型に沿って、当該園が担うべき役割について施設分類を行うこと。提案にあたり、手法の比較検討や他自治体の事例の紹介、評価及び分析を行い、再整備にかかる概算事業費を算出すること。

※¹ 挙母地区（北部）及び挙母地区（南部）にこども園を新築することを踏まえた検討とする。

イ、提供すべき保育に係る事業内容及び運営形態の提案

今後本市が提供すべき保育に係る事業内容及びその運営形態および、職員の採用計画（保育士、看護師、会計年度任用職員等）を提案すること。運営形態の

検討にあたっては、最適な施設再整備を達成するために必要な民間活力導入も視野に入れながら、公設公営、公設民営、民設民営のそれぞれの利点及び懸念点について他自治体の制度や取組みと比較検討を行い、多角的総合的な視点で最適な方針案を提示すること。

ウ. 地域自治区別の施設再整備計画

地域自治区別に整理し、必要定員数を常時維持しながら、施設の更新及び再配置を含む再整備を効率的に実施するための再整備計画を立案すること（豊田市駅周辺はわかりやすく整理すること）。

また、概ね10年ごとの実施方針（ロードマップ）を提示し、優先的に取り組むべき事業の整理を行うこと。概ねの財政負担の見通しを提示すること。

エ. 再整備対象施設のうち新築以外で提供する事業内容の選定

再整備の手法として「新築又は改築」以外を選定した施設について、以下の項目をそれぞれ複数案提示し施設ごとに一覧表の形式でまとめること。

- ・ 4（2）で整理した、必要な事業内容
- ・ 4（3）アの施設類型別に適した改修等の案

（4）新築する施設の共通の要求事項の作成

4（3）ア で分析した結果、再整備の手法として「新築又は改築」を選定した場合（3（3）の新築整備も含む）は、建築の設計に必要な各施設共通の要求事項を整理し、「豊田市こども園整備指針」としてまとめること。なお、これまでの本市の施設整備にかかる基準等の資料については、契約後に情報提供する。

施設の用途による整理（保育所、認定こども園等）と補助制度を整理すること。

（5）挙母地区（北部）及び挙母地区（南部）に新築するこども園の基本計画

ア. 園特有の条件整理

敷地現況、規制、インフラ、ハザードマップなどを確認し条件整理を行うこと。

イ. 必要諸室、機能、設備の整理

園整備に必要な諸室、機能、設備、面積を整理すること。

職員室、配膳室、給食室は、室内の動線を特に考慮し、必要な設備、什器等の配置を踏まえた適正な規模の設定を行うこと。また配膳室及び給食室については、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、学校給食衛生管理（文部科学省）の基準に基づく設備配置とすること。

ウ. 各園の動線・ゾーニング計画

本市が提供する現況図等の資料を基に動線・ゾーニングの提案を3案程度行い比較検討すること。

エ. PFIを含む事業手法の検討（簡易VFMの算出）を行うこと。

オ．概算事業費・スケジュール

提案した案ごとに概算事業費とスケジュールを算出すること。

カ．地元説明会等対応

地元説明会支援（資料作成、当日運営補助）を行うこと（各園２回程度）。

5 打合せ

- （１）業務着手時、中間（５回）及び完了時に行うこととする。
- （２）必要に応じ、業務の進捗状況の確認や方向性の調整に関する打合を甲乙協議のうえ実施する。
- （３）乙は、打合せ後速やかに議事録を作成し、甲へ提出するものとする。
- （４）実施方法は、対面又はＷＥＢ会議とし、対面の場合は、原則豊田市役所内とする。

6 再委託について

- （１）業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- （２）この業務における「主たる部分」とは、基本条件の整理、こども園再整備の方針、要求事項の作成、基本計画の各取りまとめをいう。
- （３）コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。
- （４）上記（２）、（３）の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- （５）乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

7 業務上の留意事項等

- （１）業務着手にあたり業務内容、業務実施体制、業務スケジュールを示した業務実施計画書を作成し、甲へ提出し承諾を得ること。
- （２）資料等の提供と返還計画・準備
 - ・甲は、乙に対し、本件業務の遂行に必要な各種の資料、情報等は無償で提供又は貸与する。
 - ・乙は、資料等について善良な管理者の注意をもって使用、保管及び管理し、本業務の目的以外のために使用してはならない。
 - ・乙は、本業務契約の終了等により資料等が不要となった場合又は甲が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに甲に返還する。
 - ・乙は、甲から提供もしくは開示を受け、又は業務遂行上知り得た情報及び作成した資料等（一般に供されている資料等を除く。）については、事前に甲の承

諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本業務の目的以外のために使用してはならない。

- (3) 「4 (5) 挙母地区（北部）及び挙母地区（南部）に新築するこども園の基本計画」については、概成工期を令和9年6月末として進めること。敷地の確定ができなかった場合など甲から申し出があった場合は、乙は変更の協議に応じるものとする。
- (4) 基本方針の概成工期を令和9年12月とし、発注者が行う会議による意見を反映し修正を行うこと。

8 業務担当責任者及び技術者の配置

- (1) 業務の円滑な進捗を図るため、業務担当責任者及び技術者を配置すること。
- (2) 業務担当責任者及び技術者は、乙において3か月以上雇用している者であること。

9 成果物

- (1) 本調査・検討の結果に基づき、以下の資料を提出すること。

- ア. 豊田市こども園等整備基本方針 一式
- イ. 豊田市こども園等整備基本方針概要版 一式
- ウ. 豊田市こども園等整備基本方針資料編 一式
- エ. 豊田市挙母地区（北部）こども園整備基本計画
- オ. 豊田市挙母地区（南部）こども園整備基本計画
- カ. 豊田市こども園整備指針
- キ. 打合せ記録簿 一式
- ク. その他、甲が指示するもの 一式
- ケ. 上記成果物のデータ 一式

※児童推計を算出するためのエクセルデータを含む

- (2) C D - R O M等汎用的な記録媒体により正副2部提出することし、電子データはWord 又はExcel 等で作成すること。
- (3) 成果品の権利はすべて甲に帰属し、甲の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならない。
- (4) 業務完了後といえども、乙の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (5) 本業務にあたり使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用权等の権利は、乙にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。